

資料

東京学芸大学特別支援教育時代の教員養成システム開発推進委員会要項

(設置)

第1条 東京学芸大学に東京学芸大学特別支援教育時代の教員養成システムの開発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、文部科学省の国公私立大学を通じた大学教育改革の支援事業における平成20年度「質の高い大学教育推進プログラム」に選定された「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」の取組（以下「取組」という。）を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 取組の計画及び実施に関すること。
- (2) 取組の実施報告に関すること。
- (3) その他取組の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 学系長 1名
- (3) 事業推進責任者
- (4) 特別支援科学講座に所属する教員 若干名
- (5) 附属学校運営参事 1名
- (6) 附属学校に所属する教員 1名
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て総務部学系支援課が処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年11月13日から施行する。
- 2 この要項は、平成23年6月30日限り、その効力を失う。